

松山総合公園の賑わい創出にかかるトライアル・サウンディング

【実施要領】

令和6年3月
令和6年4月一部修正
松山市開発建築部 市街地整備課
松山市保健所 生活衛生課
松山市理財部 管財課

1. 目的

(1) 背景

松山市では、季節の花と緑に溢れ、美しい眺望にも恵まれている松山総合公園を、「坂の上の雲」のまちづくりのサブセンターゾーンに位置付けている。現在、令和5年度末の完成を目指し、公園内に、新しい動物愛護センターの整備を進めており、完成後は、本市の動物愛護の拠点に位置付け、一層の動物愛護の推進に取り組むこととしている。

そこで、新しい動物愛護センターの整備を機に、自然や動物に関連するイベントなどを開催することで、新たな魅力を加え、公園全体に賑わい創出を推し進めていく。

(2) 目的

“トライアル・サウンディング”を通じて公園の柔軟かつ多様な利活用方法を試行することで、官民が連携することが公園一帯の活性化に与える影響を把握し、今後の官民連携事業の検討材料とする。

(3) コンセプト

今回のトライアル・サウンディングでは、『松山総合公園の賑わい創出』というキーワードのもと、新たに整備する本市の動物愛護の拠点「はぴまるの丘（松山市動物愛護センター）」も活用しながら、総合公園への来園者増加や新たな魅力の発見などに関連するような事業を実施したいと考えている。

人と自然、そして生き物とのふれあいの場である松山総合公園の本来の魅力を損なうことなく、官民が連携することで、将来的に松山総合公園全体の賑わい創出に繋がる事業の提案を期待する。

2. 全体の流れ

(1) 事前相談・事業申請

トライアル・サウンディングの応募事業者（以下、「使用希望者」という。）は、松山総合公園において実施したい事業の内容について、市が指定する様式に基づき提案書類を作成し、当該書類を市に提出することで申請する。

なお、使用希望者は、提案書類を提出する前に、申請に係る提案書類作成のための事前相談を市と行うものとする。

(2) 提案審査及び暫定使用者の決定

提案書類は、松山市開発建築部市街地整備課及び松山市保健所生活衛生課において審査し、必要に応じてヒアリングを行う。

また、当該審査によって事業を実施する者（以下、「暫定使用者」という。）を決定する。

(3) 事前協議

審査の結果、暫定使用者として決定した者は、市街地整備課及び生活衛生課で、事業の実施に必要な条件等を確認するための事前協議を行う。

(4) 事業実施

暫定使用者は、提案の内容及び事前協議による取り決めに基づき、松山市都市公園条例（昭和 37 年 10 月 8 日条例第 40 号）で指定する「公園内行為許可申請書及び公園使用料減免申請書」を市街地整備課に提出する。

なお、施設管理者から行為許可を得ることにより事業実施が可能となるが、実施までに一定の期間が必要となる場合がある。

(5) 事業報告

暫定使用者は、事業終了後 20 日以内に、市に対して事業の実績報告書を提出する。

加えて、実績報告書提出後 30 日以内に、報告書の内容をもとにヒアリング調査を行う。

3. 期待される効果

(1) 民間事業者の利点

(ア) 松山総合公園に対する市の考え方等を確認しながら事業提案をすることができ、かつ施設の利活用方法について、意見や考えを反映させることができる。

(イ) 松山総合公園の利用における留意事項や課題、採算性等の情報を把握することができる。

(ウ) 本格的な事業展開ではなく、短期間の暫定利用であるため、リスク負担が少ない中で参入できる。

(エ) 民間事業者の提案が、松山総合公園のニーズにマッチングしているか確認できる。

(2) 松山市の利点

(ア) 松山総合公園の市場性やニーズ、課題等を把握することで、幅広い検討が可能になる。

(イ) 民間事業者の意見を参考に、よりよい官民連携事業の検討が可能になる。

(ウ) 民間事業者の自由な発想に基づく提案により、公園利用者にとって魅力的な空間の創出が可能になる。

(エ) 民間活力による効果を、地域住民等に実感してもらうことができ、官民連携事業を盛り上げる機運を醸成できる。

4. スケジュール（予定）

(1) 第 1 期

スケジュール項目	予定日程
募集要領等の公表	令和 6 年 3 月 4 日
事前相談の受付	令和 6 年 3 月 4 日～提案書類受付〆切
提案書類の受付	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日
提案審査	令和 6 年 5 月上旬～令和 6 年 5 月下旬
審査結果の通知	令和 6 年 6 月上旬
事業実施に向けた事前協議	令和 6 年 6 月中旬～令和 6 年 6 月下旬
事業の実施	令和 6 年 7 月 20 日～令和 6 年 9 月 1 日
実績報告書の提出	事業実施終了後 20 日以内

ヒアリング調査	実績報告書提出後 30 日以内
---------	-----------------

(2) 第 2 期

スケジュール項目	予定日程
募集要領等の公表	令和 6 年 3 月 4 日
事前相談の受付	令和 6 年 8 月 1 日～提案書類受付〆切
提案書類の受付	令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 9 月 30 日
提案審査	令和 6 年 10 月上旬～令和 6 年 10 月下旬
審査結果の通知	令和 6 年 11 月上旬
事業実施に向けた事前協議	令和 6 年 11 月中旬～令和 6 年 11 月下旬
事業の実施	令和 6 年 12 月 1 日～令和 7 年 1 月 13 日
実績報告書の提出	事業実施終了後 20 日以内
ヒアリング調査	実績報告書提出後 30 日以内

5. 施設の基本情報

(1) 松山総合公園

所在地	松山市朝日ヶ丘一丁目外		
種別	都市基幹公園 総合公園		
面積	42.25ha		
主な施設	総合管理棟、展望広場、さくらの丘、坊っちゃん夢ランド、ドッグラン、ちびっこ広場・花見広場、椿園		
年間利用者	令和 4 年度実績 366,070 人 ※【参考】イベント開催時（松山植木まつり） 51,940 人／22 日間		
駐車台数	第 1 駐車場 15 台	第 2 駐車場 66 台	
	第 3 駐車場 250 台	第 4 駐車場 94 台	計 425 台
公共交通	[郊外電車] 伊予鉄高浜線 衣山駅又は西衣山駅下車 徒歩 15 分 [市内バス] 10 番線津田団地行 松山総合公園前下車 徒歩 5 分		

(2) はびまるの丘（松山市動物愛護センター）

所在地	松山市朝日ヶ丘一丁目外（松山総合公園内）		
面積	[啓発スペース]（総合管理棟 1 階・4 階）約 110 m ² [動物譲渡スペース]（木造平家建）約 200 m ²		
事業内容	[啓発スペース]総合管理棟内でモニターやパネル展示により動物愛護の啓発を行うほか、しつけ方教室や譲渡前講習会などを実施予定 [動物譲渡スペース]新築の施設内で動物の収容、飼い主への返還、里親への譲渡、収容動物の簡易な治療などを実施予定		
供用開始	令和 6 年 3 月 21 日 供用開始予定		
駐車台数	松山総合公園 に記載のとおり		
公共交通	松山総合公園 に記載のとおり		

(3) 事業の対象エリア

今回の事業は、松山総合公園内の考古館を除き、全てのエリアを対象とする。ただし、以下の事項に留意すること。

- (ア) 内容や事業実施日の現地状況によっては利用を許可できない場合があること。
- (イ) 動物が入れるエリアについては、下記「6. 提案要件 (3)事業の制限事項」を参照すること。
- (ウ) 埋蔵文化財センター考古館は対象エリア外とする。



6. 提案要件

(1) 提案内容

- 今回のコンセプトに沿ったものであり、かつ、以下の事項を遵守したものであること。
- なお、複数の事業を提案することも可能とする。
- (ア) 松山総合公園における民間活力の導入につながるものであること。
- (イ) 確実に実施できる内容であること。
- (ウ) 事業によって、可能な限り、はびまるの丘（松山市動物愛護センター）に利用者の還流が図られるよう配慮すること。
- (エ) 施設利用者の利便性やサービス等の向上が見込まれること。
- (オ) 他の施設利用者の安全に配慮し、かつ、使用を著しく妨げないこと。
- (カ) 事業実施にあたって、市の財政負担を前提としないこと。

(2) 対象外となる内容

- 以下の事項に該当する事業の提案は対象外とする。
- (ア) 松山総合公園の本来の用途を著しく阻害する行為。
- (イ) 都市公園法やその他法令で禁止されている行為。
- (ウ) 政治的活動又は宗教的活動。
- (エ) 青少年等に有害な影響を与える物販やサービスの提供等。
- (オ) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為。
- (カ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動。

- (キ) 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動。
- (ク) 営利が主たる目的である等、使用希望者の直接的な営業又は広告宣伝のみを目的とするものであって、松山総合公園の賑わい創出との関連が認められない行為。
- (ケ) その他、松山総合公園で実施する内容として市が不適切と判断する行為。

(3) 事業の制限事項

以下については、利用可能なエリア等の制限を伴うため、提案書類の作成にあたり、市街地整備課及び生活衛生課との事前相談を必須とする。

なお、周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあると判断されるものについては、提案の対象外とする。

(ア) 飲食事業・物販事業

今回のコンセプトに沿うものであれば、飲食または物販のみの実施も可能とする。ただし、飲食事業は原則、キッチンカーでの実施とする。

(イ) 動物を伴う事業

さくらの丘の芝生エリアなど、衛生管理上、動物が入ることができないエリアでの実施は不可とする。動物が入ることができるエリア等は市街地整備課に確認すること。

(ウ) 音や臭いを伴う事業

松山総合公園の周辺には、住宅や学校などがあることから、音や臭いが伴う事業については、周辺環境に十分な配慮が可能と市が判断する提案のみを対象とする。

周辺環境への配慮の具体的な内容については、市街地整備課と事前相談すること。

(4) 火気を使用した事業

都市公園内は市条例等により「火気の使用」が制限されており、都市公園でのバーベキュー利用は原則不可となっている。

ただし、今回のトライアル・サウンディングにおいては、実証実験として、バーベキュー利用の提案も可能とするが、利用に関するルールや利用時間、利用可能なエリア等の条件が伴うため、提案書類の作成にあたり、市街地整備課と必ず事前相談を行うこと。

(5) 実施期間

事業の提案は以下の期間を対象とする。

なお、両方の期間で事業実施することも、いずれか一方の期間のみで事業を実施することも可能とする。

【第1期】令和6年7月20日（土）～令和6年9月1日（日）まで

【第2期】令和6年12月1日（日）～令和7年1月13日（月）まで

(6) 実施日数

事業は、1つの提案につき、1日以上7日以内を基本とする。

ただし、必ずしも実施日が連続している必要はなく、土日及び祝日のみ等の実施を複数回実施することも可能とする。

なお、同一時期に実施を希望する使用希望者が複数いた場合は、提案審査において事業効果等を考慮の上、市が実施日数を調整することがある。

(7) 利用時間帯

事業は原則、午前9時から午後5時までの時間帯とする。

ただし、第1期（令和6年7月20日～9月1日）は午後9時までの時間帯で暫定利用を

可能とする。

なお、資材等の準備・片付けについても、上記の時間内で行うこと。資材等を利用時間外に現地に残置する場合は市と協議が必要となる。

(8) 経費負担

事業の実施に係る経費は、暫定使用者又は提案審査により選定された者が負担する。

なお、松山市都市公園条例に定める使用料は減免する。

7. 応募資格

使用希望者は、本実施要領に定める内容・条件等を十分に理解し、かつ、提案事業を確実に実施できる能力を有する者とする。

なお、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しない。応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申し立てを含む。）がなされている者。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者。
 - (ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者。
 - ※ 役員等とは、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難させるべき関係を有している者。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- (5) 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者。

8. 申請方法

(1) 提案書類

- ① トライアル事業概要書（様式 1）
- ② 使用希望者の概要（様式 2）
- ③ 提案書（任意様式）

(2) 提案書類の作成方法等

用紙は A4 版で提出すること。

複数の事業を提案する場合は、事業ごとに提案書類を作成し、提出すること。

第 1 期に実施した事業を、第 2 期で繰り返し実施したい場合は、実施期間ごとに提案審査するため、それぞれの期間で提案書類を提出すること。

(3) 提出先

松山市理財部 管財課 〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2
TEL : 089-948-6946
FAX : 089-934-1909
Mail : kanzai@city.matsuyama.ehime.jp

(4) 事前相談

(ア) 提案書類を作成する前に、市と事前相談を行うものとする。

(イ) 事前相談は、市街地整備課及び生活衛生課が同席して行う。

(ウ) 提案書類作成のために松山総合公園の現地調査を希望する場合は、必ず事前相談の中でその旨を申し出ること。現地調査するときは、利用者等の利用を妨げないこと。

(エ) 提案書類作成のために必要な情報を市に求める場合は、必ず事前相談の中でその旨を申し出ること。後日、市から情報提供の可否を回答する。

(5) 事前相談・提案書類受付期間

【第 1 期】

・事前相談 令和 6 年 3 月 4 日（月）～提案書類受付〆切

・提案書類受付 令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 4 月 30 日（火）

【第 2 期】

・事前相談 令和 6 年 8 月 1 日（木）～提案書類受付〆切

・提案書類受付 令和 6 年 9 月 2 日（月）～令和 6 年 9 月 30 日（月）

受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

(6) 提出部数

各 13 部（正本 1 部・副本 12 部）

(7) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。書類は受付期間内に必着とする。

なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留にて送付し、送付したことを管財課に電話連絡すること。

(8) 提出書類の取扱

(ア) 提出書類の著作権は、使用希望者に帰属するが、提出書類の返却はしない。

(イ) 提出書類は提案審査以外で使用希望者に無断で使用することはなく、また、第三者に情報を漏らすこともない。

(ウ) 松山市情報公開条例（平成 12 年条例第 61 号）に基づき、職員が組織的に用いるものとして保有しているすべての文書、図面、写真、フィルム、電磁的記録が情報公開請求の対象となるため、使用希望者独自の権利やノウハウ等、公表により使用希望者に不都合が生じる情報以外は、公開の対象となる場合がある。

(工) 提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った使用希望者が負うものとする。

(9) 留意事項

提案書類等は本実施要領の内容を踏まえて作成すること。

その他不明な点等がある場合は、事前相談の際に市に問い合わせること。

9. 提案審査

(1) 提案の審査

提案書類に基づき、市街地整備課及び生活衛生課において、以下の点を踏まえて審査する。

なお、必要に応じて、提案内容のヒアリングを実施する。

(ア) 松山総合公園における官民連携の主旨を理解し、高い効果が見込まれる事業であるか。

(イ) 今回のコンセプトに沿った事業であるか。

(ウ) 柔軟性、独自性に富んだ事業であるか。

(エ) 市場性があり、一定の集客が見込まれる事業であるか。

(2) 選定の取り消し

使用希望者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は暫定使用者の決定を取り消す。

(ア) 提案書類に虚偽の記載があった場合。

(イ) 応募資格を満たしていないことが判明した場合。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう行為により、松山総合公園を使用して事業を実施することが相応しくないと市が判断した場合。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、各使用希望者に通知するとともに、暫定使用者として決定した者については、その事業者名等を公表する。

なお、審査結果に対する異議は申し立てることはできない。また、審査の経過や内容、結果についての問い合わせにも、一切応じない。

(4) 協定の締結

暫定使用者として決定した事業者は、トライアル・サウンディングの実施に向け、本市と協定書を締結する。

(5) 留意事項

同一時期に実施を希望する使用希望者が複数いた場合、提案審査において市が事業効果をもとに優先順位を付け、順位の高い事業を採用する。

なお、事業内容によっては複数事業者が同一時期に事業を実施する相談をする場合がある。

10. 事前協議

事業の開始前に、暫定使用者と市街地整備課及び生活衛生課で、事業実施に必要な条件等を確認するための事前協議を行うこととする。

1 1. 事業の実施

(1) 行為許可の申請

提案の内容及び事前協議により取り決めた事項に基づき、事業開始1週間前までに、松山市都市公園条例に規定する「公園内行為許可申請書」を提出すること。

なお、使用期間中は、使用許可証の写しを携行すること。

(2) 事業の実施

(ア) 行為許可書が交付された暫定使用者は、許可書に記載された条件のとおり公園内施設等を使用し、提案内容及び事前協議により取り決めた事項を遵守し、事業を実施すること。

(イ) 告知を含む、事業の準備から撤去まで、暫定使用者の責任のもと、適切に実施すること。

(ウ) 事業に係る経費は暫定使用者が負担すること。

(3) リスク分担

トライアル・サウンディングは暫定使用者が責任をもって遂行すること。また、事業実施に伴い発生するリスクは、原則として暫定使用者が負うものとする。

(4) 事業効果の調査

暫定利用終了後に、事業効果を検証するため、暫定使用者において以下の方法による調査を実施すること。

(ア) 実施事業への利用者数の集計

(イ) 利用者へのアンケートの配布・回答依頼

(ウ) 事業による収支の報告

(5) モニタリング

事前協議において、市及び暫定使用者の双方が合意した場合、市が事業実施中にモニタリング調査を行う。

その場合、暫定使用者は当該モニタリング調査に協力すること。

(6) 事業の中止

申請した使用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの再三の警告等が寄せられても改善が見られない場合は、事業を中止することがある。

(7) その他

(ア) 使用後は後片付けをし、廃棄物は必ず持ち帰り、適切に処分すること。

(イ) 暫定利用終了後は、暫定使用者の負担により原状回復すること。また、施設に損害等が発生した場合は、原因者の責任において復旧すること。

(ウ) BGMを流す場合は、音量に十分配慮すること。

(エ) 火気を使用する場合は、防火用水を用意し、直接地面の上で燃やさないこと。

1 2. 事業の報告

(1) 実績報告書の提出

事業期間が満了した後に、以下の項目を必須事項として、実績報告書（任意様式）を提出すること。

- (ア) 暫定使用者名
- (イ) 事業の名称・内容
- (ウ) 施設の使用範囲
- (エ) 使用した日時
- (オ) 実施日ごとの利用者数及び収支状況
- (カ) 松山総合公園における課題点や意見・要望
- (キ) 実施した事業に関する課題点
- (ク) 事業実施にあたって必要だった行政支援（規制緩和や施設改修等）の有無とその内容

(2) ヒアリング調査

実績報告書の内容をもとに、ヒアリング調査を行う。

なお、ヒアリング調査の実施日時については、実績報告書の提出後、通知する。

(3) 実績報告の公表

事業実績について、暫定使用者と協議の上、内容の一部を公表する場合がある。

13. 問い合わせ（事務局）

[松山総合公園に関すること]

松山市開発建築部 市街地整備課 〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2
TEL : 089-948-6499
FAX : 089-934-8723
Mail : sigaitiseibi@city.matsuyama.ehime.jp

[はびまるの丘（松山市動物愛護センター）に関すること]

松山市保健所 生活衛生課 〒790-0813 松山市萱町六丁目 30-5
TEL : 089-911-1807
FAX : 089-923-6627
Mail : hceise@city.matsuyama.ehime.jp

[トライアル・サウンディングに関すること]

松山市理財部 管財課 〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2
TEL : 089-948-6946
FAX : 089-934-1909
Mail : kanzai@city.matsuyama.ehime.jp